

令和4年 年末の 交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 令和4年 12月14日(水)～12月23日(金)

重点

- 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶
- 歩行者の道路横断時の交通事故防止
- ヘルメットを着用するなど自転車の安全利用の推進



スローガン

あぶないよ
青でもきちんともみぎひだり

交通安全図画最優秀作品(令和3年度知事賞)

長崎県立長崎東中学校3年(当時)

かわた ちひろ

川田 千尋さんの作品



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の 目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点 1 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶

広く県民に対して、飲酒運転やあおり運転等の悪質性・危険性を呼びかけて、悪質・危険な運転を「しない・させない・許さない!!」との意識の確立を図り、この種の運転を防止するため、次の事項を推進します。

運転者



- 飲酒運転は犯罪であり、刑事罰・行政罰を受けるだけでなく、交通事故を起こしたときには、民事上も厳しい責任を負うこととなることを自覚して、「飲酒運転は絶対にしない」という強い意志を持ちましょう。
- お酒を飲む予定があるときは、あらかじめ自動車を運転して行くことのないよう徹底しましょう。
- お酒を飲んで一定時間が経過しても、体にアルコールが残っていれば酒気帯び状態となるので、お酒を飲むときは、運転予定を考慮し、飲酒時間や飲酒量に注意しましょう。

- 車両を運転するときは、心に余裕を持って運転に集中し、イライラして他人を威嚇するような妨害運転（「あおり運転」）や、安易にスマートフォンを操作するなどの危険な「ながら運転」は絶対にやめましょう。



家庭、学校、地域、職場

- 日頃から、飲酒運転や妨害運転（「あおり運転」）などの悪質・危険性などを話題にして、飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための検討会の開催、運転開始前・終了後のアルコールチェッカーによる確認など、飲酒運転をさせない環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- 交通事故や交通上のトラブルを防止するため、ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。

関係機関・団体

- 各種メディアを活用して、「ハンドルキーパー運動の推進」、運転者への「酒類提供・車両提供の禁止」や「飲酒運転車両への同乗禁止」を呼び掛けましょう。



飲酒運転の 危険性

アルコールの影響は個人差があるとはいえ、集中力や注意力がにぶる・身体の平衡感覚が狂う・動体視力が落ちて視野が狭くなる・判断能力がにぶるなど、事故の原因となる多くの身体への影響があります。飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの約 9.2 倍であり、死亡事故につながる危険性が極めて高くなっています。（令和3年・警察庁資料）

重点2 歩行者の道路横断時の交通事故防止

横断歩道では歩行者が優先ですが、県内では、横断歩行者が横断歩道で待っていても停止しない車両が多く見られるなど、運転者の歩行者保護意識は決して高いとは言えません。

また、歩行者も、近くに横断歩道があるのに横断歩道ではない場所を横断したり、横断禁止場所を横断するなど、歩行者が横断ルールを守らないことも交通事故の原因となっています。

運転者の歩行者保護意識と歩行者の横断ルールを守るという意識の向上を図るため、次の事項を推進します。

歩行者



- 道路を横断するときは近くの横断歩道を利用し、横断する前には手を挙げて、運転者に「手のひら」を示して横断の意思表示をしましょう。
- 道路を横断するときは、左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう。また、横断途中も左右の安全確認をし、特に左から走ってくる車両の確認をしっかりしましょう。
- 歩行者の横断が禁止されている場所など歩行者に関するルールをしっかり守りましょう。また、歩きながらの携帯電話使用(歩きスマホ)などの危険な歩行はやめましょう。
- 横断が禁止されている場所以外でも、交通量が多い道路、カーブで先の見通しが悪い場所、夜間の暗い場所などでは、横断しないようにしましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、明るい服装に心掛け、反射材を着用しましょう。

運転者

- 運転中は常に歩行者の存在を確認し、歩行者の近くを通行するときや、通学路・交差点等の歩行者の存在が予測できる場所では、あらかじめ安全な速度に減速するなど安全運転を心掛けましょう。
- 横断歩道手前の路面に標示された「ひし型」マークは、先の方に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行した上で、歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道を譲りましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのこまめな切り替えを徹底し、歩行者を早期に発見しましょう。

家庭、学校、地域、職場、関係機関等

- 子供や高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- 子供や高齢者の交通事故実態を踏まえて、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。
- 横断禁止場所や交通量の多い危険な道路を横断しようとしている人を見かけたら、横断しないように声掛けしましょう。
- 歩きスマホの危険性についての浸透を図りましょう。

◆ 歩行者のルール…横断が禁止されている場所等 ◆

横断歩道外横断



車両の直前直後横断



歩行者横断禁止場所横断



斜め横断



重点3 ヘルメットを着用するなど自転車の安全利用の推進

自転車は、身近で便利な乗り物ですが、一方で交通ルールの理解不足による交通違反を原因とする事故も発生しています。自転車運転中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進して、交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

自転車利用者

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、マナー向上を図りましょう。
- 自転車利用者は、自らを守るため、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車運転中は、携帯電話等を使用すること、イヤホン等で音楽を聴くこと、傘をさすことは禁止されているので絶対にやめましょう。（「ながら運転」の禁止）
- 自転車運転中の加害事故に備え、損害賠償保険に加入しましょう。



家庭・学校・地域・職場

- 全ての年齢層の自転車利用者には、ヘルメット着用と交通ルールの遵守を呼び掛けましょう。
- 自転車利用者に対して、「ながら運転」の禁止や歩行者保護などの交通ルールの遵守と安全運転の声掛けを実践しましょう。

関係機関・団体

- 配達業務中の交通事故防止のため、関係事業者や自転車配達員へ安全対策を働き掛けましょう。
- 自転車の損害賠償保険加入を促進するための広報啓発を行いましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

活用しましょう 新たな選択肢《サポートカー限定免許制度》

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続するという新たな選択肢を設ける趣旨の制度です。運転に不安を感じたら、運転免許窓口にご相談するなどして、免許の自主返納の検討のほか、サポートカー限定免許への変更についても検討してみてください。

県内統一行事

12月14日(水) 12月23日(金)	街頭指導活動・広報活動強化の日	登下校指導、子供・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
12月16日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。

令和4年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー